

沿岸広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年2月1日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 455号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町中里字林の下138番4地先から中島字中島115番20地先まで	新	A 84.8~22.1 m	m 1,773.3
		B 22.0~5.0	1,214.2
	旧	A 61.8~22.1	1,773.3
		B 22.0~5.0	1,214.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和4年2月1日から同年3月1日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 丸森権現堂線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字宮ノ前6番6地先から字上平3番1地先まで	新	m 11.4~42.7	m 1,115.7
	旧	5.6~15.1	1,105.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和4年2月1日から同月28日まで